



同時発表：経済産業省

令和7年12月23日
港湾局 海洋・環境課

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び
「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が
閣議決定されました

本日、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されました。これらの政令は、第217回国会において成立した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「本改正法」といいます。）の施行期日を定めるとともに、所要の措置を定めるものです。

1. 政令の概要

(1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

本改正法の施行期日を令和8年4月1日と定めます。

(2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

公募占用計画に記載すべき情報の管理に係る海域の上空及び海底の区域並びに設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備等について定めます。

2. 関連資料

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」

- 要綱
- 政令条文・理由
- 法律要綱

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

- 要綱
- 条文・理由
- 新旧対照条文

3. 関連リンク

[・「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定について](#)

【お問合せ先】 港湾局海洋・環境課 高野、川俣、末宗

電話:03-5253-8111(内線 46652、46684)、03-5253-8684 (直通)

【関係省庁お問合せ先】

内閣府総合海洋政策推進事務局 渡辺、坪井 03-6257-1767 (直通)

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室

古川、宮川、内藤 03-3501-1511 (直通)

環境省大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室

伊藤、野玉、大澤 03-6910-2815 (直通)